



## 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の保育料

○所得の階層ごとに保育料が設定されます。なお、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。

階層区分		保育料
第1	生活保護	0円
第2	町民税所得割非課税	3,000円 (0円)
第3	課税所得額割	77,100円以下 14,100円 (3,000円)
第4		211,200円以下 20,500円
第5		211,201円以上 25,400円

子ども・子育て支援新制度に移行せず従来の運営を続ける幼稚園を利用する場合は、いったん一律の保育料を支払った後、所得に応じ、就園奨励費が支給されます。

- ※ ひとり親家庭等の保育料は第2、第3階層についてはカッコ内の額になります。
- ※ 税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄付金控除等による控除をする前の額です。

### 【多子世帯の保育料の軽減】

- 第2子：第2階層は無料、第3階層～第5階層は半額、第3子以降：無料
- ☆第2、第3階層・・・きょうだいの年齢に関わらず、保護者と生計を一にするすべての子どもの数をカウント
- ☆第4、第5階層・・・小学校3年生以下の子どもの数をカウント
- ※ひとり親家庭等の保育料・・・第3階層に該当の場合のみ、第2子以降は無料

## 保育所（園）、認定こども園（保育園部分）、家庭保育室等の保育料

○所得の階層ごとに保育料が設定されます。

階層区分		保育料		
		0～2歳児	3歳児	4～5歳児
第1	生活保護等	0	0	0
第2	町民税非課税	3,600円 (0円)	2,400円 (0円)	2,400円 (0円)
第3	町民税所得割非課税	9,800円 (8,800円)	8,300円 (6,000円)	8,100円 (6,000円)
第4	町民税所得割課税額	48,600円未満	11,700円 (9,000円)	9,900円 (6,000円)
第5		72,800円未満	20,100円 (9,000円)	17,700円 (6,000円)
第6		97,000円未満	24,000円 (9,000円)	21,600円 (6,000円)
第7		133,000円未満	37,800円	32,800円
第8		169,000円未満	40,000円	33,000円
第9		301,000円未満	54,900円	37,000円
第10		301,000円以上	66,400円	39,700円

- ※ ひとり親家庭等の保育料は第2～第6階層まではカッコ内の額になります。
- ※ 税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄付金控除等による控除をする前の額です。

### 【多子世帯の保育料の軽減】

- 第2子：第2階層は無料、第3階層～第10階層は半額、第3子以降：無料
- ☆第2～第6階層・・・きょうだいの年齢に関わらず、保護者と生計を一にするすべての子どもの数をカウント
- ☆第7～第10階層・・・小学校就学前の子どもの数をカウント  
(※保育所(園)、幼稚園、認定こども園などをきょうだいで利用する場合)
- ※ひとり親家庭等の保育料・・・第3～第6階層に該当の場合のみ、第2子以降は無料

#### 保育料以外でかかる費用（施設によって異なります）

入園時の「通園バッグ、体操着、園服、帽子」代や、通園バス代など実費徴収がある場合があります。  
※詳しくは、各施設にお問い合わせください。